

特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワーク

身分証明書取扱規程

制定 2022年 3月28日

施行 2022年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク（以下、当法人という）が理事（理事長を除き、副理事長・専務理事を含む）および監事（以下理事及び監事を役員という）ならびに職員（事務局長を含む）に発行する身分証明書について必要な事項を定めることを目的とする

(身分証明書)

第2条 当法人は、業務の必要に応じて役員および職員（あわせて役職員という）に身分証明書を発行し、貸与する。

2 事務局長の身分証明書は、前項によらず発行し、貸与する。

(身分証明書の被貸与者の義務)

第3条 身分証明書の貸与を受けた役職員（以下被貸与者たる役職員という）は、この規程に定める事項を遵守し、かつ善良なる管理者の払うべき注意義務にもとづき管理する義務を負う。

(身分証明書の様式)

第4条 身分証明書は、プラスチック製のカードとし、証明文とともに次の各号を記載し、かつ印刷により縮小した当法人の印を表示する。

(1)発行番号

(2)職名（英語を併記する）

(3)氏名（アルファベット表記を併記する）

(4)被貸与者たる役職員の顔写真

(5)発行日

(6)発行者

2 発行番号は5桁の英数字で表示するものとし、各桁の定め方は次のとおりとする。

(1)1桁目 職種を識別する記号（アルファベット）

(2)2桁目 発行年度を表す記号（数字もしくはアルファベット）

(3)3～5桁目 3桁からなる数字の一連番号の各桁

3 発行番号の管理に必要な事項で、前項に定める以外の事項（発行年度記号の詳細を含む）は事務局長が定める。

4 職名の英語表記および職種を識別する記号は、別表1により定める

5 身分証明書の発行者は、理事長とし職名をもって表示する。

6 身分証明書のデザインは別記様式1のとおりとする。

(有効期限および有効期限の表示)

第5条 身分証明書には有効期限を設ける。ただし、被貸与者たる役職員の在職中は特段の措置をしない限り有効期限到来の2カ月前までに有効期限を更新する。

2 有効期限は、別に発行する「身分証明書有効期限表示証」により表示する。

3 身分証明書有効期限識別証の貼付がない身分証明書および表示された有効期限を超過した身分証明書は、身分証明書としての効力を失う。

4 身分証明書を初めて貸与するときの有効期限は、発行の日が属する年度の翌年度末とし、以後更新するときは更新日（身分証明書有効期限表示証の発行日）の翌々年度末とする。ただし、役員にあっては、その任期末日から60日を越える有効期限としない。

(身分証明書有効期限識別証の様式)

第6条 身分証明書有効期限識別証はシール式とし、身分証明書の初回発行にあたってはこれを貼付して交付する。

2 身分証明書有効期限識別証は次の各号を記載し、当法人の印を押捺し、別記様式2により発行する。

(1)有効期限

(2)会員種別

(3)氏名

(4)発行日

(5)発行者

- 3 身分証明書有効期限識別証の発行者は理事長とし、職氏名をもって表示する。
- 4 身分証明書有効期限識別証のデザインは別記様式2のとおりとする。

(身分証明書有効期限識別証の発行)

第8条 身分証明書有効期限識別証は、有効期限の更新の必要に応じて発行する。

- 2 身分証明書有効期限表示証の発行を受けるときは、身分証明書を事務局に提出して貼付を受ける。

(身分証明書管理簿の調製)

第9条 法人は身分証明書管理簿を調製する。

- 2 身分証明書を発行したときは、身分証明書管理簿に第4条1項各号を記録しなければならない。
- 3 身分証明書有効期限識別証を発行したときは、身分証明書管理簿の所定欄に発行日と有効期限を記録しなければならない。
- 4 身分証明書等管理簿の様式は事務局長が定める。

(返納)

第10条 被貸与者たる役職員がその職を失ったときは、身分証明書有効期限表示証と共にただちに返納しなければならない。

- 2 事務局長は身分証明書の管理上問題がないと認められるときは、必要な処理の上被貸与者であった者に譲渡することができる。

(紛失・毀損)

第12条 被貸与者たる会員が身分証明書を紛失もしくは毀損したときは遅滞なく当法人に届け出なければならない。

- 2 紛失の届出があったときは、当該発行番号による身分証明書は当然に失効する。
- 3 毀損したときは、毀損した身分証明書を添えて届け出なければならない。

(公示)

第13条 身分証明書が失効し、もしくは紛失の届出があったときは、当該身分証明書の発行番号および氏名を明示して当法人のWebサイトでその旨を公示する。

(再発行)

第14条 身分証明書を毀損もしくは紛失したときは、被貸与者たる役職員からの申出により再発行をする。

- 3 紛失による再発行の申出は、紛失の届出がされている、もしくは同時に届出する場合に限る。
- 2 前項の再発行に際しては別表2で定める手数料を申し受ける。

(訂正)

第15条 被貸与者の職名、もしくは氏名の変更があったときは遅滞なく当法人に届出の上、身分証明書の訂正を受けなければならない。

(事務所掌)

第16条 この規程に定める事務は事務局が所掌する。

- 2 この規程に定める事務に関する決裁は、特段の定めがあるものを除き事務局長の専決事項とし、決裁による施行にあっても特段の定めがあるものを除き事務局長職氏名によって施行するものとする。ただし、事務局長の身分証明書に関する事務は、理事長の決裁を要する。

(改正)

第17条 この規程（別表各号を含む）の改正は理事会の議決を経て理事長が行う。ただし、別記様式1および2ならびに別表1は理事会の議決を経ることなく事務局長の専決により変更することができる。

(施行)

第18条 この規程は理事会の決議後ただちに施行する。

- 2 改正時であっても前項による。ただし、特に施行日を定めるときは付帯決議によりその施行日を定める。

INTENTIONALLY LEFT BLANK

このページは、印刷時のため意図的な空白として挿入しています